

大明化学工業営業秘密事件

1審：大阪地裁平成29年10月19日判決

1

大明化学工業営業秘密事件

- ・当事者
- ・原告
- ・大明化学工業（株）（以下「原告」）
- ・金属加工の仕上げ工程等に用いられる高純度アルミナ長纖維を原材料とする製品（研磨ツール）の開発及び製造販売を、主力事業の一つとする。
- ・被告
- ・原告の元従業員（以下、「被告」）であり、アルミナ長纖維の技術開発に携わっていた。

2

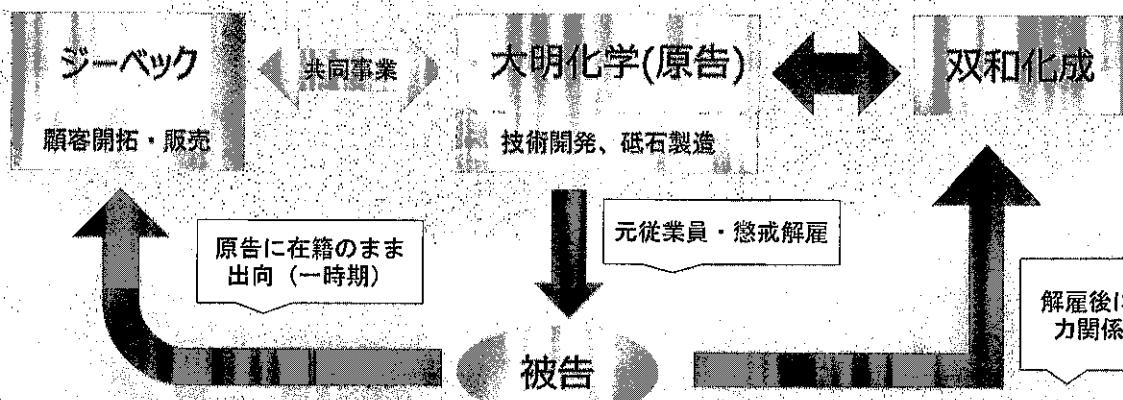
1

大明化学工業営業秘密事件

- ・事件の概要
- ・原告が、元従業員であった被告に対し、被告が原告から示されていた技術情報を持ち出しており、これを競業会社に開示し、または使用するおそれがあると主張して、以下の請求をした。
- ・(1)技術情報の使用開示の差止（不競法2条1項7号、3条1項、または契約上の守秘義務違反）
- ・(2)技術情報の破棄（契約上の返還義務、または不競法3条2項）
- ・(3)弁護士費用相当額（1200万円。不競法2条1項7号）

3

大明化学工業営業秘密事件



4

2

大明化学工業営業秘密事件

セラミックファイバー：アルミナ (Al_2O_3)とシリカ (SiO_2)を主成分とした人造鉱物繊維の総称

→ リフラクトリーセラミックファイバー (RCF)：
アルミナ含有量が40—60%の非晶質のもの

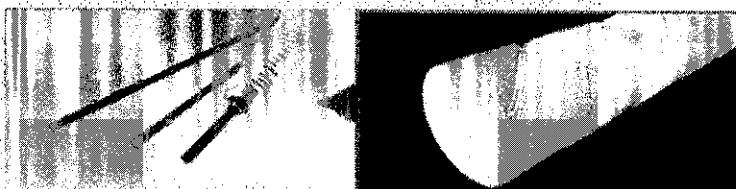
→ アルミナ繊維：アルミナ含有量が70%以上の結晶質のもの

5

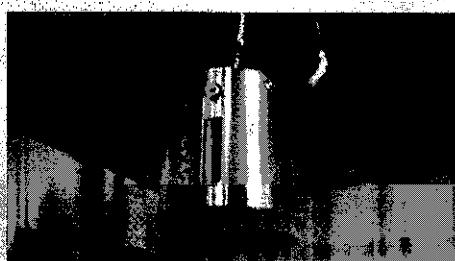
大明化学工業営業秘密事件

- ・原告とジーベックの共同事業による製品

- ・(1)砥石



- ・(2)ブラシ



ジーベックWEBSITEから引用

6

3

大明化学工業営業秘密事件

- ・争点(1)：被告には、不正の利益を得る目的、またはその保有者に損害を与える目的で、本件電子データを開示ないし使用するおそれがあるか
- ・裁判所は、被告は、双和化成への転職を視野に入れ、これら本件電子データを双和化成に持ち込んで使用するための準備行為として、原告に隠れて、それら電子データを本件USBメモリ及び本件外付けHDDに複製保存したものと優に推認され、また、双和化成においても、そのことの認識がありながら原告を懲戒解雇されて間もない被告との一定の関係を持つようになったことも推認されるから、被告は、原告から示された本件電子データを原告の社外に持ち出したうえ、少なくとも、これを双和化成に開示し、さらに使用するおそれが十分あると認められる、とした。

7

大明化学工業営業秘密事件

- ・争点(2)：営業秘密該当性
- ・本件電子データは、被告が所属する開発課事務室に置かれていたYドライブに保存された電子データである。
- ・開発課事務室は、原告の東川原工場（長野県伊那郡）2号棟にあり、玄関の鍵は、原告からセキュリティカードを貸与されていた従業員係であれば、開閉が可能であり、開発事務室に入室制限はなく、開発課従業員以外の者が出入りしていた。
- ・開発課は、もともとは、原告の従業員が原告に在籍したままジーベックに出向した者により構成されていた（ジーベックの開発課ではあるが、原告の東川原工場2号棟に所在していた）。平成23年に、原告の開発課となった。

8

大明化学工業営業秘密事件

・争点(2)：営業秘密該当性

- ・ジーベック開発課のときは、開発課だけのネットワークが構築されており、そのネットワーク内の共有サーバーとして、市販の小型ネットワークHDDを「Yドライブ」と称して使用し、電子データが蓄積されていた。
- ・ジーベック開発課が原告に移管されたことにより、Yドライブは原告が管理するようになった。その後、Yドライブは、原告の社内LANに接続されたが、Yドライブにアクセスできる者を制限するため、YドライブにプライベートIPアドレスを設定した。Yドライブにアクセスするためには、社内LANに接続された業務用端末PCに電源を入れ、ログインIDとパスワードを入力し、さらに、ネットワークのドライブ割り当て画面でYドライブのプライベートIPアドレスを入力する必要があったが、開発課従業員の業務端末PCでは、プライベートIPアドレスが自動入力されるよう設定されていた。開発課事務室には、もう1台共用のノートパソコンが設置されており、ログインできれば、自動的にYドライブにアクセスできた。

9

大明化学工業営業秘密事件

・争点(2)：営業秘密該当性

- ・その他に、Yドライブにアクセスできたのは、LANシステム全体の管理者（企画課長と部下の情報技術者）、東川原工場長、研究技術部長だけであった。
- ・Yドライブには、ジーベック時代からの電子データを含め、大量のデータが保存されており、開発課従業員は、日常業務において、すべてのデータにアクセスでき、業務用端末PC 及び業務用外付けHDDに保存することができ、外部記憶媒体が利用されることもあった。
- ・Yドライブに保存されていた電子データには、フォルダに「~~秘~~」「社外秘」等秘密であることを明示するような表示はなく、ファイルにはパスワード設定はされていなかつたが、被告の退職後、フォルダに「~~秘~~」「社外秘」との名称を付加するようになった。

10

大明化学工業営業秘密事件

・争点(2)：営業秘密該当性～秘密管理性

- Yドライブは、社内LANに接続されていたものの、アクセス権を付与する者を限つており、同ドライブへの接続は開発課従業員4名（後に、その他に2名追加）の業務用端末PC及び開発課事務室に設置された共用ノートパソコンからのみ可能であり、これらのPCには、ログインIDとパスワードが設定され、部外者は使用することが不可能であったことからすると、客観的にアクセス制限の措置が講じられていたということができる。
- 原告においては、秘密管理に関する規定を定めており、従業員にもその趣旨を徹底させる誓約書を提出させており、社内LANにアクセスできる従業員は、アクセス権のないデータにアクセスしてはならないことや、他人のIDとパスワードを使用してはならないとされ、さらに、アクセスしたデータをコピーし、社外へ持ち出すことも禁止されており、不正なアクセスがされないよう監視する体制も構築されていた。

11

大明化学工業営業秘密事件

・争点(2)：営業秘密該当性～秘密管理性

- Yドライブは、開発課事務室の机上に設置されていた持ち運び可能な小型の電子機器であるが、当該事務室は、東川原工場の2号棟の1室であって外部の者に対する管理はされていたし、他の従業員が通路代わりに使用することがあったとしても、関係者以外が目的も告げずに滞留し、勝手にPCの操作ができるわけではなかつたと考えられるから、物理的なアクセス制限はされていた。
- 開発課が取り扱う高強度アルミナ長繊維及び本件研磨ツールの開発及び製造は、国内では数社しか行っていないものであり、原告が技術的優位ゆえに市場で圧倒的に優位な地位を占めていたことは、原告の従業員は当然認識していたものであり、Yドライブに保存されている情報が、原告にとって秘匿の必要が高い情報であり、そのためYドライブにはアクセスが制限されているとの認識があった。

12

大明化学工業営業秘密事件

- 争点(2)：営業秘密該当性～秘密管理性
- したがって本件電子データを含むYドライブに保存された電子データは全て原告によって秘密として管理されていたと認められるし、原告によって秘密として管理されていたことは、原告の従業員のほか第三者にも客観的に認識可能であったものと認められる。
- 被告は、原告の運用ルールが徹底されていなかったと主張しており、確かに、運用ルールが厳格に実施されていたことを認めるに足りる証拠はないが、開発課に属する少人数の従業員という外部に閉ざされた関係者内部の問題にすぎず、これらの者は、本件電子データが秘密として管理されていることを当然認識していたのであるから、秘密管理性の認定を左右するものではない。

13

大明化学工業営業秘密事件

- 争点(2)：営業秘密該当性～非公知性・有用性
- 本件電子データは、原告が営むアルミナ長纖維にかかる事業活動が国内で数社にとどまり、これらの事業に関する情報の秘匿の必要性が高く、およそ社外の者に開示することが予定されていないことが明らかであることからすると、非公知性は認められる。
- 高強度アルミナ長纖維を現在生産しているのは、世界的にも原告とニチビ株式会社、3Mの3社しかなく、高強度アルミナ長纖維を用いた本件研磨ツールを製造販売しているのは原告のみであること、本件電子データは原告において秘密として管理され、開発課従業員のみによって利用されていたものであることからして、有用性も認められる。
- 以上のことから、不競法2条1項7号、3条1項に基づく使用差止めの請求は理由がある。

14

大明化学工業営業秘密事件

- ・争点(4)：本件電子データ又はその複製物の返還義務
- ・本件誓約書により返還を求める能够るのは「資料類」であり、無体物である本件電子データの返還を求めるることはできない。
- ・しかし、不競法3条2項に基づく本件電子データおよびその複製物の廃棄請求は認められる。
- ・争点(5)：原告に生じた損害
- ・弁護士費用相当の損害額は、500万円の限度で認めるのが相当である。